

税制優遇について(1)

過疎地域自立促進特別措置法

	国 税	地方税
対 象 者	青色申告書を提出する法人または個人で、次の設備を新設又は増設した場合	
対象業種	製造業、その他政令に定める事業	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、ソフトウェア業
取得価格要件	減価償却資産の取得合計額 2,000万円以上	建物、附属設備、機械装置(※1)の取得合計額 2,700万円以上
優遇内容	<ul style="list-style-type: none"> 法人税の特別償却(初年度) 機械及び装置 10/100 建物 6/100 	<ul style="list-style-type: none"> 【事業税】 課税免除(3年間) 【不動産取得税】 課税免除 【固定資産税】(※2) 課税免除(3年間)

※1 旅館業は、機械装置が対象外となります。

※2 ソフトウェア業は、固定資産税の課税免除はありません。

注) 過疎地域自立促進特別措置法は、過疎地域のみ(右の図で黄色の網掛けをしている地域)のみ対象です。

注) 詳細な要件等はHP「大分県企業立地ガイド」にてご確認ください。



税制優遇について(2)

地域未来投資促進法

	国 税	地 方 税												
対 象 者 (※1)	①事業着手前に地域経済牽引事業計画を県に申請し、承認を受けた法人 ②対象資産取得前に主務大臣が定める基準に係る確認申請を申請し、承認を受けた法人 ③青色申告書を提出する法人													
対象産業	以下の10産業の内、県内の資源を活用したもの ①自動車関連産業、②電子・電気・機械関連産業、③素材型産業・造船関連産業、④医療関連機器産業、⑤環境・エネルギー関連産業、⑥食品・農林水産関連産業（県内の特産物を活用した場合に限る）、⑦サービス産業（県内の観光資源を活用した場合に限る）、⑧第4次産業革命（情報関連産業）、⑨航空機関連産業、⑩流通関連産業													
取得価格要件	投資額2,000万円以上	土地・建物・附属設備・構築物の取得価格が1億円超												
優遇内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>40%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>40%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>建物・附属設備・構築物</td> <td>20%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	特別償却	税額控除	機械装置	40%	4%	器具備品	40%	4%	建物・附属設備・構築物	20%	2%	【不動産取得税】 課税免除 【固定資産税】(※2) 課税免除(3年間)
対象設備	特別償却	税額控除												
機械装置	40%	4%												
器具備品	40%	4%												
建物・附属設備・構築物	20%	2%												

※1 県・国への申請の際には計画の承認要件が設定されています。

※2 対象資産は、土地・建物・附属設備・構築物です（機械装置は対象外）。

注) 細かい要件等はHP「大分県企業立地ガイド」にてご確認ください。